

意見陳述の機会の付与の通知

沖縄県差別のない社会づくり条例第 11 条第3項及び沖縄県差別のない社会づくり条例施行規則第6条第2項の規定により、意見を述べる機会を付与しますので、令和8年3月 27 日までに意見書を提出してください。

沖縄県知事 玉城 康裕

記

予定される公表の内容	1 沖縄県差別のない社会づくり条例第 10 条第1項に該当する表現活動 (インターネットを利用して公衆の閲覧に供することにより行う表現行為)  2 上記1の表現活動のうち、本邦外出身者等に対する不当な差別的言動として公表等の対象となるもの (1) 表現活動が行われた日時 令和5年 11 月9日(動画投稿日)から令和7年4月3日現在まで (2) 表現活動が行われた場所 インターネット上の動画投稿サイト YouTube (3) 表現活動の内容 本邦の域外にある国又は地域の出身である者に対し、以下の言動を含む表現活動を行っている動画をインターネット上の動画投稿サイト YouTube に投稿した。 ・「あなた工作員」 ・「中国に帰って」
公表の理由	沖縄県差別のない社会づくり条例施行日(令和5年4月1日)以降、令和7年4月3日現在まで、YouTube にて掲載されている表現活動の内容の一部が、沖縄県差別のない社会づくり条例第 11 条第1項による「当該表現活動が本邦外出身者等に対する不当な差別的言動に該当するものであると認める」ため。
意見書の提出先	〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2 沖縄県こども未来部女性力・ダイバーシティ推進課 TEL:098-866-2500
備考	

注意事項

- 1 意見書には証拠書類等を添付することができます。
- 2 やむを得ない理由がある場合には、意見書の提出期限の変更を申し出ることができます。
- 3 知事が認めたときは、意見書の提出に代えて口頭で意見陳述を行うことができます。
- 4 正当な理由がなく意見書の提出期限までに意見書を提出しない場合又は口頭による意見陳述の日時に出頭しない場合には、意見がないものとみなします。